

悪質商法とたたかう

手段はまだある

おいしい話にひっかかってしまったA君、B子さん、Cさん。解決の手段を考えてみよう。

手段 その3 消費者契約法で契約を取り消せるか

クーリング・オフや中途解約できなかったケースをチェックしてみよう。

Cさんは1~4に該当するだろうか？

次の場合は取り消せます。

私の場合は

1. ウソの情報を与えられた場合

ウソの情報を与えられた場合

だから取り消せるはず。

2. 消費者に不利益な情報が提供されない場合

3. 不確実な情報を確実な情報として告げられた場合

4. 勧誘の場所から出ていかない、又は出て行かせない場合



消費生活センターに相談しよう!



手段なし

雲隠れしちゃって、どうしようもないよ。

逃

ネット取り引きは慎重に

手段 その1 クーリング・オフできるか

ワーク10のA君・B子さん・Cさんのケースを記入してチェックしてみよう。

クーリング・オフ チェックシート (今日の日付 8月8日)

	A君	B子さん	Cさん	チェック内容
1	どこで (契約場所) 自宅 <input checked="" type="checkbox"/>	喫茶店 <input checked="" type="checkbox"/>	インターネット <input checked="" type="checkbox"/>	業者の営業所など以外であること
2	何を (契約対象) 教材 <input checked="" type="checkbox"/>	エステ <input checked="" type="checkbox"/>	く <input checked="" type="checkbox"/>	特定商取引法の指定商品・役務・権利であること
3	いつ (契約日) 8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	7月30日 <input type="checkbox"/>	8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	契約書面の受領日から8日以内であること (マルチ・内職商法 20日)
4	いくらで (金額) 60万 <input checked="" type="checkbox"/>	30万 <input checked="" type="checkbox"/>	45000 <input checked="" type="checkbox"/>	3,000円未満の現金取引ではない
5	誰が (契約者) 母 <input checked="" type="checkbox"/>	自分 <input checked="" type="checkbox"/>	自分 <input checked="" type="checkbox"/>	未成年である
6	使用・消費したか 開封のみ <input checked="" type="checkbox"/>	3回利用 <input checked="" type="checkbox"/>	はい <input checked="" type="checkbox"/>	政令指定消費品を使用・消費していないこと
7	取引形態は (商法名) 訪問 <input checked="" type="checkbox"/>	ネット <input checked="" type="checkbox"/>	ネット <input checked="" type="checkbox"/>	通信販売でないこと
判定	クーリング・オフができるものを○で囲む A君 B子さん Cさん			クーリング・オフができないものを○で囲む A君 B子さん Cさん
	すぐに通知書を送ろう			手段 その2 へ行こう

クーリング・オフ
解約の通知書を送ることで理由を説明することなく一方的に無条件で解約できる。返金請求もできる。

父母 (法定代理人) の同意を得ないで行った未成年者の契約は、取り消せる。

特定商取引法でのクーリング・オフ 特定商品・権利・サービスの例

商品
新築用機材 雑貨 毛糸 ミシン 電動工具 ばかり 血圧計 電話機 望遠鏡 メガネ 写真器具機械 消火器 時計 監視機 電卓 家庭電気器具 家具 おもちゃ 事務用品 磁器器具 自動二輪車 自転車 衣服 浴槽 アベ 食品 新聞紙 書籍 図表記録媒体 楽器 釣具 かつら 布画 カーテン 仏壇神庫 石付製品 美術工芸品など
(消耗品) 健康食品 雑貨 コンドーム 生理用品 化粧品 防虫剤 洗剤 歯ブラシ 寝物 寝具など

権利
読書の取得を受ける権利 保養施設・スポーツ施設を使用する権利

サービス
商品の貸与 商品の取り付け・設置 保養施設・スポーツ施設の利用 映画鑑賞 エステティックサロン 衣服の仕立て 自宅への入居申込み手続きの代行 庭の改良 家屋での有害動物の防除 経路の清掃 揉み・知識の教習など

次の見本を見て、内容証明郵便の文面を作ってみよう。

契約解除通知書

私は貴社との契約について、契約の解除を通知いたします。

契約解除の理由

契約解除の日

契約解除の場所

契約解除の相手方

契約解除の相手方の住所

契約解除の相手方の電話番号

契約解除の相手方のメールアドレス

契約解除の相手方の印

手段 その2 8日過ぎても、利用しても、中途解約できるか

特定継続的役務提供の指定6業種は中途解約権があります。

解約に応じてくれない時は

- エステ
- 語学教室
- 学習塾
- 家庭教師派遣
- パソコン教室
- 結婚相手紹介サービス

手段 その4 少額訴訟に踏み切るか

少額訴訟を利用するためには

- ① 裁判による請求額が60万円以下
- ② 被告が少額訴訟手続きに異議がない
- ③ 利用回数制限 (年10回) を超えないこと

弁護士